

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、10月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」10月号 A4判1ページ（月刊）

3 スケジュール

- ・令和元年9月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 田村・若林

電話 045-671-2568 Fax 045-664-9533

通信販売を利用する際は、 広告表示や返品特約の確認を。

季節の変わり目は、通信販売で商品を購入する機会が増えますが、商品が届かない、1回だけだと思ったが継続が条件、などのトラブルも多発します！

- ネット通販でジャケットを購入しようと注文し、代金をコンビニで支払ったが、商品が届かない。
- ネットで「初回無料」と出ていたサプリメントを試しに購入したら、高額の定期購入が条件だった。

通信販売を利用する際は、
事前に内容の確認を十分に！



お互いに 一声かけて見守りを！

